

第99回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2023年6月23日（金） 午前10時00分

開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

開催場所

東京都港区六本木五丁目11番16号

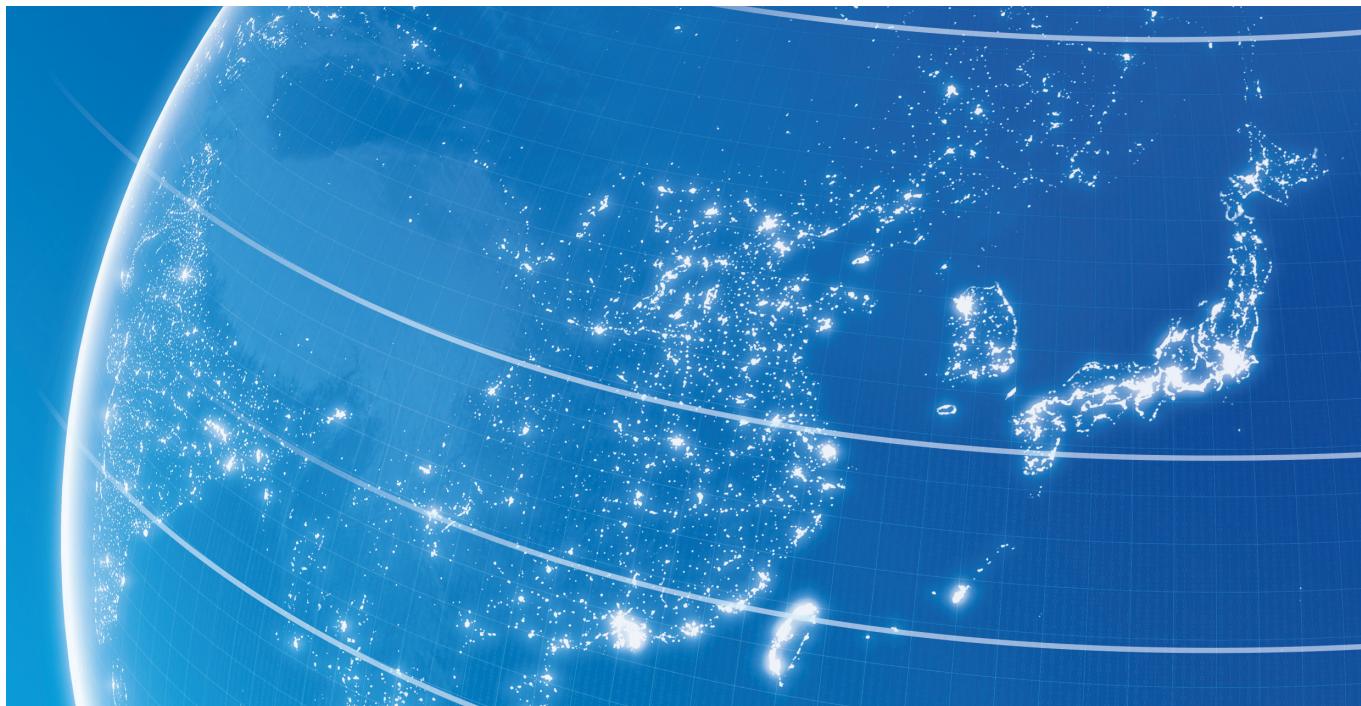
国際文化会館 別館2階 講堂

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 日本ピストンリング株式会社との株式移転計画承認の件 |
| 第2号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、今回は書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

株主総会のお土産はご用意しておりません。



株主の皆様へ



代表取締役社長（CEO兼COO）
前川 泰則

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この一年間は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限が緩和され、経済活動は持ち直しの動きが見られたものの、地政学的リスクによる資源・エネルギー価格の高騰などにより景気回復に力強さは見られませんでした。足元ではインフレの高進や各国中央銀行の利上げなどの要因も加わり、今後の世界経済の見通しは不透明な状況にあります。

自動車業界が大変革期を迎える中、既存事業の更なる強化、次世代コア事業を創出するための新製品開発、カーボンニュートラル実現に向けた施策の推進など企業価値の向上とSDGsを実現するための活動を推進していく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

- ・ 私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・ 私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・ 私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・ 私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

サステナビリティ基本方針

リケンとは、「私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます」を経営理念として活動しています。また、公正で透明性の高い、開かれた企業とすることを約束しています。

リケンは、経営理念の実現を通して、SDGsの達成に貢献し、環境性能に優れた製品をより広く提供するなど、社会の持続的な発展と持続的な企業価値の向上を目指します。

(証券コード 6462)

2023年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町8番地1

株式会社リケン

代表取締役社長（CEO兼COO） 前川 泰 則

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第99回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・当社ウェブサイト

<https://www.riken.co.jp/ir/stock/shareholders>



- ・東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき「銘柄名(会社名)」に「リケン」または「コード」に当社証券コード「6462」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)又はインターネット等によって議決権を行使いただけます。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日(木曜日)午後5時30分までに書面(郵送)もしくは5頁の議決権行使の方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号 国際文化会館 別館2階 講堂
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 - 1 第99期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第99期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 日本ピストンリング株式会社との株式移転計画承認の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権のご行使についてのご案内

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱います。

書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とします。

5. 招集ご通知に関するその他ご案内事項

当社は法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面より、次に掲げる事項を除いており、「第99回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」として当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。

- (1) 事業報告の「**会社の新株予約権等に関する事項**」
- (2) 事業報告の「**業務の適正を確保するための体制**」
- (3) 連結計算書類の「**連結株主資本等変動計算書**」
- (4) 連結計算書類の「**連結注記表**」
- (5) 計算書類の「**株主資本等変動計算書**」
- (6) 計算書類の「**個別注記表**」
- (7) 株主総会参考書類の第1号議案「**日本ピストンリング株式会社との株式移転計画承認の件**」における**他の株式移転完全子会社（日本ピストンリング株式会社）の最終事業年度に係る計算書類等**

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産を取りやめさせていただいております。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
 3. 次回の株主総会からは、原則としてウェブサイトへのアクセスに必要な情報のみをお届けさせていただくこともございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。（書面交付請求された株主様を除きます。）
 4. 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.riken.co.jp/news/>) にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月23日(金曜日) 午前10時00分

場所 東京都港区六本木五丁目11番16号
国際文化会館 別館2階 講堂

(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月22日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月22日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

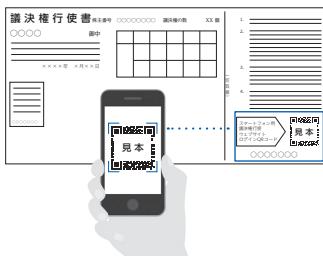
- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

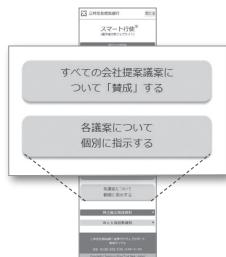
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

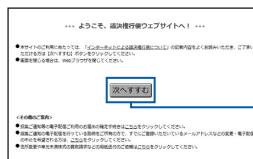
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

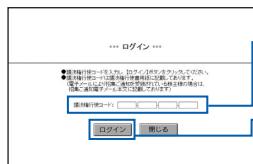
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

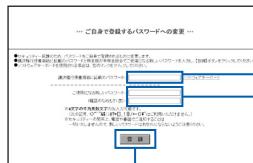
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 日本ピストンリング株式会社との株式移転計画承認の件

当社と日本ピストンリング株式会社（以下「NPR」といい、当社とNPRを総称して、以下「両社」といいます。）は、2022年7月27日に両社間で締結した経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、2023年5月23日に開催したそれぞれの取締役会において、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により2023年10月2日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両社の完全親会社となる「リケンNPR株式会社」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本経営統合」といいます。）について決議し、2023年5月23日付で、対等の精神に基づいた経営統合契約書（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結するとともに本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

つきましては、本株式移転計画のご承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 本株式移転を行う理由

(1) 本株式移転の背景

当社は、理化学研究所の研究成果事業化を目的に1927年に創業して以降、主力のピストンリング等において表面処理技術、加工技術、材料技術の研鑽を続け、90年以上にわたり世界自動車業界の発展に貢献してまいりました。

また、NPRは、1934年の設立以来、ピストンリング、バルブシート、カムシャフト等の内燃機関部品を中心に、独自技術を活用、高機能かつ高品質の製品を供給し、世界のモータリゼーションの進展に貢献してまいりました。

近年、自動車業界は、100年に一度と言われる大きな変革の中にあり、エンジン部品を巡る市場認識は確実に厳しくなっております。しかしながら、環境問題がグローバルに注目されるなかでも、内燃機関が当面パワートレインの主力であり続ける以上、地球環境に優しいエンジン部品の開発が両社に課せられた使命であり、同時に、内燃機関周辺部品にとらわれず、SDGsやESG、脱炭素といったグローバルな潮流を捉えた新たな事業領域への投資を拡大していく必要があるものと考えております。

両社は、今後の発展の第一歩として、経営統合により長年培った両社ブランドを活かし、統合したガバナンスのもとで経営資源配分や次なるコア事業育成等を推進することにより、大きな相乗効果を出しつつ脱炭素実現に向けた取り組みの加速が可能となり、全く新たな事業体に進化を遂げ、両社の持続的成長と企業価値向上を実現することができると認識するに至りました。

両社は、本基本合意書に基づき、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し、経営統合を行うことについて協議・検討を進めてまいりましたが、両社が対等の精神に則り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至り、本経営統合が両社株主、従業員や全てのステークホルダーに最適な選択であると確信し、本経営統合契約を締結いたしました。

(2) 本株式移転の目的及び見込まれる相乗効果

両社は、本株式移転により、以下の目的の相乗効果発現を通じ、両社経営リソースを統合・有効活用することで、自動車エンジン部品を核とする既存事業の収益力強化に加え、船舶・水素・新エネルギー事業・熱エンジニアリング・EMC (Electromagnetic Compatibility=電磁両立性) 事業・メタモールド (金属粉末射出成形部品) ・医療機器・アキシシャルギャップ型モータ (円盤状薄型高トルクモータ) 等の非自動車エンジン部品領域において次なるコア事業・新製品創出に一層のスピード感をもって取り組み、両社独自技術を応用した特長ある機能部品・キーコンポーネンツをグローバルに展開する全く新しいリーディングカンパニーに進化を遂げ、企業価値の更なる向上を目指します。

① 経営リソースシフトによる既存事業の強化・次なるコア製品開発の早期実現

近年、自動車業界各社ともCASE、MaaSなど新しい開発分野に対応する技術力向上や組織変革を迫られており、両社も、外部機関・研究施設等と連携を図りつつ差別化の源となる技術力を育て、自らイノベーションを創出するリソースを確保する必要があります。本株式移転により、以下の実現を目指します。

【既存事業のキャッシュフロー創出力強化】

両社において設備投資の濃淡の調整、広範囲の生産最適化、開発テーマの集中化・有効活用等を進め、事業の高効率化と開発力の深化を図ります。この取り組みにより、高品質で低コストの製品供給というお客様の期待に応えつつ、収益力の向上及びキャッシュフロー創出力の強化を実現してまいります。

【次なるコア事業・新製品創出】

上記既存事業の効率化を通じ、内燃機関向けの開発に充てていたリソースを統合し次なるコア事業・新製品分野に大胆にシフトすることが可能となります。実効性ある新製品開発投資を加速させ、技術・拠点間の補完も促進し、高付加価値でコスト競争力ある新製品開発をスピード感を持って進めてまいります。

② スピードを増す脱炭素化社会への対応力強化

脱炭素化社会に向かうグローバルな流れのなかで、地球規模の環境問題への対応が両社に求められております。これまで培ってきた両社の製品、生産に関する技術やリソースを持ち寄り、展開することで、環境分野技術を発展させ製品の脱炭素化を加速するとともに、サプライチェーン全体を視野に入れた二酸化炭素排出量の削減にも積極的に取り組み、サステナブルな社会の実現に積極的に貢献してまいります。

③ インフラを含むリソースの共同利用によるコスト削減

仕入・生産から販売に至るサプライチェーン全体における生産性の向上、両社の内製プロセス共通化による外部流出費用の削減、共同購買による調達費用の削減、システムや間接業務などの重複を排し効率化を進めることで、業務効率化及びコスト削減を実現し、競争優位性を確保したいと考えております。

- ④ 製品相互補完等による生産効率化を通じた製造コスト削減、供給責任への適時適切な対応
両社が有する技術やインフラの特性を活かし、従来の枠を超えた工場の相互利用や生産拠点の最適化を進め、大幅な生産性改善、高品質品を供給できる体制拡充、固定費削減を実現したいと考えております。また、サステナブルな生産体制の確立を通じ、お客様に対する供給責任を適時適切に果たしてまいります。
- ⑤ 人や技術の交流を通じた人的スキル高度化
両社の役職員が持つ知見や技術の積極的交流を通じて、双方の強みを生かし「新しいアイデア」が生まれる機会を様々な分野や職階で提供してまいります。その結果として、従来以上に従業員エンゲージメントが高まるようにそれぞれの職場における環境設定に努めてまいります。

2. 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容は、次に掲げる「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式移転計画書 (写)

株式会社リケン（以下「甲」という。）及び日本ピストンリング株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり、共同してこの株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は、新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、リケンN P R株式会社とし、英文では、NPR-RIKEN CORPORATIONと表示する。
 - (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は、東京都千代田区三番町8番地1とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、59,935,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時における取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役（代表取締役会長兼CEOに選定予定）	前川 泰則
取締役（代表取締役社長兼COOに選定予定）	高橋 輝夫
取締役	伊藤 薫
取締役	坂本 裕司
取締役	坂場 秀博
取締役	藤田 雅章
社外取締役（非常勤）	平野 英治
社外取締役（非常勤）	黒澤 昌子
2. 新会社の設立時監査等委員とする設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役（監査等委員）	渡辺 孝栄
取締役（監査等委員）	越場 裕人
社外取締役（監査等委員）（非常勤）	本多 修
社外取締役（監査等委員）（非常勤）	木村 博紀
社外取締役（監査等委員）（非常勤）	佐久間 達哉
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する新会社の株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、甲が基準時時点で発行している普通株式数の合計に2を乗じて得た数、及び乙が基準時時点で発行している普通株式数の合計に1.02を乗じて得た数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式2株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1.02株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 5,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額 1,250,000,000円
- (3) 利益準備金の額 0円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新株予約権の交付

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から④までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社リケン 2014年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-①	リケンN P R 株式会社 2023年第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 2-①
②	株式会社リケン 2015年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-②	リケンN P R 株式会社 2023年第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 2-②

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
③	株式会社リケン 2016年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-③	リケンN P R 株式会社 2023年第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 2-③
④	株式会社リケン 2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-④	リケンN P R 株式会社 2023年第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 2-④

- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
①	日本ピストンリング株式会社 2008年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-①	リケンN P R 株式会社 2023年第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-①
②	日本ピストンリング株式会社 2013年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-②	リケンN P R 株式会社 2023年第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-②
③	日本ピストンリング株式会社 2014年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-③	リケンN P R 株式会社 2023年第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-③
④	日本ピストンリング株式会社 2015年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-④	リケンN P R 株式会社 2023年第8回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-④

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
⑤	日本ピストンリング株式会社 2016年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑤	リケンN P R 株式会社 2023年第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-⑤
⑥	日本ピストンリング株式会社 2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑥	リケンN P R 株式会社 2023年第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-⑥
⑦	日本ピストンリング株式会社 2018年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑦	リケンN P R 株式会社 2023年第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-⑦
⑧	日本ピストンリング株式会社 2019年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑧	リケンN P R 株式会社 2023年第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-⑧

2. 新株予約権の割当て

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の新株予約権者に対し、その所有する前項第(1)号の表の①から④までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新会社の新株予約権1個を割当てる。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙の新株予約権者に対し、その所有する前項第(2)号の表の①から⑧までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新会社の新株予約権1個を割当てる。

第7条（新会社の設立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「成立日」という。）は、令和5年10月2日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、令和5年6月23日を開催日として株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、令和5年6月23日を開催日として株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（新会社の株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所のプライム市場への上場を予定し、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手続を行う。
2. 甲及び乙は、新会社が発行する普通株式について、東京証券取引所のプライム市場の上場が維持されるよう、相互に協力して必要の手続を行う。
3. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、令和5年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円を限度として剰余金の配当を行うことができる。また、甲は、令和5年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円を限度として、中間配当を行うことができる。
2. 乙は、令和5年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり50円を限度として剰余金の配当を行うことができる。また、乙は、令和5年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり35円を限度として、中間配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。但し、甲乙協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を、基準時において消却する。

第12条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、甲及び乙は、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲乙協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行い、又はこれを行わせる。
2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行又は本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由又は事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議する。

第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの許認可若しくは承認が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場

合は、その効力を失う。

第14条（株式移転条件の変更又は本株式移転の中止）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの期間、甲又は乙の財産状態又は経営状態に大幅な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合、甲乙協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は、本計画を中止することができる。

第15条（誠実協議）

本計画に定めのない事項その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲乙が誠実に協議の上、合意により定める。

以上のとおり本計画を作成したことを証するため、甲及び乙は本計画を2通作成し、各自記名押印のうち各1通を保有する。

令和5年5月23日

（甲）

東京都千代田区三番町8番地1
株式会社リケン
代表取締役社長 前川 泰則

（乙）

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
日本ピストンリング株式会社
代表取締役社長 高橋 輝夫

別紙1

リケンN P R株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、リケンN P R株式会社と称し、英文では、NPR-RIKEN CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 精密機械部品の開発・製造・販売
- (2) 輸送用、建設機械用、農業機械用、船舶用、航空機用の部品の開発・製造・販売
- (3) 配管機材の開発・製造・販売
- (4) 電熱線及び加熱装置の開発・製造・販売
- (5) 電気・通信・電子機器及び部品の開発・製造・販売
- (6) 医療用・災害救急用の設備、機械、器具及びその部品、部材等関連製品の開発・製造・販売
- (7) 工業炉・焼却炉の開発・設置工事
- (8) 電磁環境試験施設の開発・設置工事及び同試験設備の販売及び測定サービス
- (9) 再生可能エネルギー用、脱炭素化用機器及び部品の開発・製造・販売及び発電サービス
- (10) 建設業、不動産業並びに運送、人材派遣、用品販売、燃料販売、保険販売、スポーツ施設の運営及び金融等のサービス業
- (11) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、監査等委員会設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、59,935,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元株式数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という。）について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役が複数のときは、取締役会が予め定めた順序により、株主総会を招集し、議長となる。

3 代表取締役に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

但しこの場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長、取締役の権限)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって選定した取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の取締役会議長に欠員又は事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の2日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役への委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(取締役会規則)

第32条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日より2日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第39条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、会社設立の日から2024年3月31日までとする。

(取締役等の最初の報酬)

第2条 第30条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、400,000,000円以内とする。

2 第30条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等の総額は、60,000,000円以内とする。

3 第30条の規定にかかわらず、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）の報酬等のうち、株式報酬として割り当てる譲渡制限付株式（以下、「本譲渡制限付株式」という。）に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を100,000,000円以内、割り当てる株式の数を100,000株以内とし、内容は次のとおりとする。

- (1) 本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日より当公司及びその子会社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任するまでの間（以下、「譲渡制限期

間」という)、当該本譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

- (2) 当社は、本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及びその子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた本譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。また、その割り当てられた本譲渡制限付株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、本譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、本譲渡制限付株式の割当てを受ける。
- (4) 本譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該本譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以 上

別紙2

1 株式会社リケンの発行している新株予約権

① 株式会社リケン2014年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2014年7月15日～ 2044年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

② 株式会社リケン2015年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2015年7月15日～ 2045年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

③ 株式会社リケン2016年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2016年7月14日～ 2046年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

④ 株式会社リケン2017年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2017年7月13日～ 2047年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注)

1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、株式会社リケンが株式会社リケン普通株式の株式分割（株式会社リケン普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないとときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されること

を条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、株式会社リケンが合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、株式会社リケンは、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、株式会社リケンは調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、株式会社リケンの取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 新株予約権の取得条項

株式会社リケンは、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株式会社リケン株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、株式会社リケン取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、株式会社リケン取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 株式会社リケンが消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 株式会社リケンが分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 株式会社リケンが完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 株式会社リケンの発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社リケンの承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について株式会社リケンの承認を要すること又は当該種類の株式について株式会社リケンが株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

株式会社リケンが、合併（株式会社リケンが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ株式会社リケンが分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ株式会社リケンが完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

2 リケンN P R 株式会社が発行する新株予約権

① リケンN P R 株式会社 第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2044年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、 取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注） 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6

② リケンN P R株式会社 第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2045年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

③リケンN P R 株式会社 第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2046年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、 取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注） 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6

④リケンN P R株式会社 第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2047年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注)

1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。ただし、リケンN P R株式会社がリケンN P R株式会社普通株式の株式分割（リケンN P R株式会社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないとときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただ

し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、リケンN P R 株式会社は合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、リケンN P R 株式会社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、リケンN P R 株式会社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、リケンN P R 株式会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 新株予約権の取得条項

リケンN P R 株式会社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につきリケンN P R 株式会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、リケンN P R 株式会社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、リケンN P

R株式会社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① リケンN P R株式会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② リケンN P R株式会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ リケンN P R株式会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ リケンN P R株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得についてリケンN P R株式会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得についてリケンN P R株式会社の承認を要すること又は当該種類の株式についてリケンN P R株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

リケンN P R株式会社が、合併（リケンN P R株式会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれリケンN P R株式会社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれリケンN P R株式会社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使するこ

とにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

別紙3

1 日本ピストンリング株式会社の発行している新株予約権

① 日本ピストンリング株式会社2008年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2008年8月1日～ 2033年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

② 日本ピストンリング株式会社2013年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	2013年8月1日～ 2038年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注） 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

③ 日本ピストンリング株式会社2014年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2014年8月1日～ 2039年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 日本ピストンリング株式会社2015年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	2015年8月1日～ 2040年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注） 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑤ 日本ピストンリング株式会社2016年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2016年7月30日～ 2041年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑥ 日本ピストンリング株式会社2017年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	2017年8月1日～ 2042年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注） 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑦ 日本ピストンリング株式会社2018年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2018年8月1日～ 2043年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧ 日本ピストンリング株式会社2019年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	2019年8月1日～ 2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注） 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、100株とする。

なお、日本ピストンリング株式会社とその普通株式につき、株式分割（日本ピストンリング株式会社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が日本ピストンリング株式会社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、日本ピストンリング株式会社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、日本ピストンリング株式会社は、日本ピストンリング株式会社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、日本ピストンリング株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、日本ピストンリング株式会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 新株予約権の取得条項

日本ピストンリング株式会社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき日本ピストンリング株式会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 日本ピストンリング株式会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 日本ピストンリング株式会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 日本ピストンリング株式会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 日本ピストンリング株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について日本ピストンリング株式会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について日本ピストンリング株式会社の承認を要すること又は当該種類の株式について日本ピストンリング株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

日本ピストンリング株式会社が合併（日本ピストンリング株式会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ日本ピストンリング株式会社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ日本ピストンリング株式会社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
前記「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。

2 リケンN P R 株式会社が発行する新株予約権

① リケンN P R 株式会社 第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2033年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注）5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

② リケンN P R 株式会社 第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2038年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注） 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

③ リケンN P R株式会社 第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2039年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注） 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ リケンN P R株式会社 第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2040年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑤ リケンN P R 株式会社 第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2041年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注） 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑥ リケンN P R株式会社 第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2042年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑦ リケンN P R株式会社 第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2043年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注） 3
新株予約権の行使の条件	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注） 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧ リケンN P R株式会社 第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)

1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、102株とする。

なお、リケンN P R 株式会社がその普通株式につき、株式分割（リケンN P R 株式会社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないうときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案がリケンN P R 株式会社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、リケンN P R 株式会社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、リケンN P R 株式会社は、リケンN P R 株式会社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、リケンN P R株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、リケンN P R株式会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 新株予約権の取得条項

リケンN P R株式会社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につきリケンN P R株式会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① リケンN P R株式会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② リケンN P R株式会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ リケンN P R株式会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ リケンN P R株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得についてリケンN P R株式会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得についてリケンN P R株式会社の承認を要すること又は当該種類の株式についてリケンN P R株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

リケンN P R株式会社が合併（リケンN P R株式会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれリケンN P R株式会社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれリケンN P R株式会社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会

社] という。) の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
前記「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 共同持株会社が本株式移転に際して両社の株主に対して交付する共同持株会社の株式及び共同持株会社の株式の割当てに関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当て比率（以下、「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	当社	NPR
株式移転比率	2	1.02

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2株を、NPRの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.02株を割当交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、当社又はNPRの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）：普通株式：28,031,005株

上記は当社の2023年3月31日時点における発行済株式総数(10,688,866株)及びNPRの2023年3月31日時点における発行済株式総数(8,374,157株)に基づいて記載しております。但し、両社は、本株式移転の効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、本効力発生日の直前（以下「基準時」といいます。）においてそれぞれが保有するすべての自己株式（本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買収請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。）を消却することを予定しているため、当社が2023年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式646,482株及びNPRが2023年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式583,728株については、上記算出において、新株式の交付の対象から除外しております。なお、基準時まで実際に消却される自己株式数については現状において未確定であり、共同持株会社が交付する新株式数については、今後変更が生じる可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、両社の株主の皆様にご割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、当社の株式を50株以上、またはNPRの

株式を99株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社又はNPRの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を買い取ることを共同持株会社に請求することが可能です。また、共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる株式を共同持株会社から買い増すことも可能とする予定です。

② 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記 3. (1)「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率の算定にあたり、株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は株式会社アイ・アール ジャパン（以下「アイ・アール ジャパン」といいます。）を、NPRは野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社は、下記 3. (1)②「エ. 公正性を担保するための措置」の「i. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンから提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記 3. (1)②「エ. 公正性を担保するための措置」の「ii. 独立した法律事務所からの助言」に記載のシティニュー法律事務所からの法的助言、並びに当社及びそのアドバイザーがNPRに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記 3. (1)「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率は妥当であり、本株式移転は当社株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

NPRは、下記 3. (1)②「エ. 公正性を担保するための措置」の「i. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村証券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記 3. (1)②「エ. 公正性を担保するための措置」の「ii. 独立した法律事務所からの助言」に記載の丸の内総合法律事務所からの法的助言、並びにNPR及びそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記 3. (1)「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率は妥当であり、本株式移転はNPR株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言

を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務状況、株価動向、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記 3. (1)「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2023年5月23日に開催された両社の取締役会において本株式統合契約の締結について決議の上、経営統合契約を締結するとともに本株式移転計画を共同で作成いたしました。

イ. 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び相手会社との関係

アイ・アール ジャパン及び野村證券のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定に関する事項

アイ・アール ジャパンは、株式移転比率について、両社の株式がともに東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、両社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を2株割当てする場合に、NPRの普通株式1株に割当てると共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.97～1.09
類似会社比較法	0.95～1.26
DCF法	0.65～1.42

なお、市場株価平均法については、本基本合意書の締結を公表した2022年7月27日の前営業日である2022年7月26日を算定基準日①として、算定基準日①の株価終値、2022年6月27日から算定基準日①までの1ヶ月間の株価終値平均、2022年4月27日から算定基準日①までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年1月27日から算定基準日①までの6ヶ月間の株価終値平均、並びに2023年5月22日を算定基準日②として、算定基準日②の株価終値、2023年4月24日から算定基準日②までの1ヶ月間の株価終値平均、2023年2月24日から算定基準日②までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年11月24日から算定基準日②までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

アイ・アール ジャパンは、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なも

のであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。アイ・アール ジャパンの株式移転比率の算定は、2023年5月22日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、NPRの財務予測その他将来に関する情報については、NPRの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としております。

なお、アイ・アール ジャパンがDCF法による算定の前提とした両社の事業計画には、経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、アイ・アール ジャパンがDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までの両社の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社においては、原材料費やエネルギー価格・外注費等の仕入コスト増加に対する販売価格への転嫁や合理化活動等の企業努力などの要因で、2025年3月期において大幅な増益となることが見込まれております。また、NPRにおいては、仕入れコストの販売価格への転嫁等の企業努力が業績に寄与し、2024年3月期において大幅な増益となることが見込まれております。

野村證券は、株式移転比率について、NPR及び当社の株式がともに東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、NPR及び当社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を2株割当ての場合に、NPRの普通株式1株に割当てると共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.97～1.09
類似会社比較法	0.94～1.44
DCF法	0.92～1.30

なお、市場株価平均法については、本基本合意書の締結を公表した2022年7月27日の前営業日である2022年7月26日を算定基準日①として、算定基準日①の株価終値、

2022年7月20日から算定基準日①までの5営業日の株価終値平均、2022年6月27日から算定基準日①までの1ヶ月間の株価終値平均、2022年4月27日から算定基準日①までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年1月27日から算定基準日①までの6ヶ月間の株価終値平均、並びに2023年5月22日を算定基準日②として、算定基準日②の株価終値、2023年5月16日から算定基準日②までの5営業日の株価終値平均、2023年4月24日から算定基準日②までの1ヶ月間の株価終値平均、2023年2月24日から算定基準日②までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年11月24日から算定基準日②までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。野村證券の株式移転比率の算定は、2023年5月22日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、NPRの財務予測その他将来に関する情報については、NPRの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、当社の財務予測その他将来に関する情報については、NPRの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従いNPR及び当社の財務状況が推移することを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたNPR及び当社の事業計画には、経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までのNPRの事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期において、仕入れコストの販売価格への転嫁等の企業努力が業績に寄与し、対前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、野村證券がDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までの当社の事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、原材料費やエネルギー価格・外注費等の仕入れコスト増加に対する販売価格への転嫁や合理化活動等の企業努力などの要因で、対前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。

ウ. 共同持株会社の上場申請に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式については、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は、共同持株会社の設立登記日である2023年10月2日を予定しております。

また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社

の上場に伴い、2023年9月28日をもって上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された共同持株会社の株式を取引することができます。

なお、NPRは、現在その普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、同市場上場維持基準のうち「流通株式時価総額」について基準を充たしていないため、2021年11月29日付で「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」（以下「本計画書」といいます。）を提出し、経過措置の適用を受けております。新規上場を行う予定の共同持株会社の「流通株式時価総額」は、現時点においては上記基準を充足することを想定しており、本計画書につきましては、上記テクニカル上場申請が東京証券取引所に承認されることを条件として留保いたしますが、引き続きその計画の趣旨に従い企業価値向上に努めてまいります。

エ. 公正性を担保するための措置

両社は、株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

i. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社の株主の皆様のために、両社から独立した第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンより、2023年5月23日付で、株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記 3. (1)「②本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「イ. 算定に関する事項」をご参照ください。

他方、NPRは、NPRの株主の皆様のために、NPR及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券より、2023年5月23日付で、株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記 3. (1)「②本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「イ. 算定に関する事項」をご参照ください。

ii. 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式移転の法務アドバイザーとして、シティニューワ法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

他方、NPRは、本株式移転の法務アドバイザーとして、丸の内総合法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

なお、シティニューワ法律事務所及び丸の内総合法律事務所は、いずれも両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

オ. 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、当社とNPRの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当社及びNPRは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 資本金の額 | 5,000,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 1,250,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社とNPRが協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. 会社法第773条第1項第9号および第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時において当社及びNPRが発行している以下のそれぞれの表第1欄に掲げる新株予約権（以下、「割当対象新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、割当対象新株予約権に代わり、割当対象新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄に掲げる新株予約権（以下、「共同持株会社発行新株予約権」といいます。）を交付いたします。共同持株会社は、基準時における割当対象新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する割当対象新株予約権1個に対して共同持株会社発行新株予約権1個の割合をもって割り当てます。

かかる取扱いは、本株式移転の株式移転比率を前提として、割当対象新株予約権と実質的に同内容かつ同数の共同持株会社株式にかかる共同持株会社発行新株予約権を交付するものであり、相当であると判断しております。

当社

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社リケン 2014年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-①	リケンN P R株式会社 2023年第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 2-①
②	株式会社リケン 2015年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-②	リケンN P R株式会社 2023年第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 2-②
③	株式会社リケン 2016年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-③	リケンN P R株式会社 2023年第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 2-③
④	株式会社リケン 2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-④	リケンN P R株式会社 2023年第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 2-④

NPR

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	日本ピストンリング株式会社 2008年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-①	リケンN P R株式会社 2023年第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-①
②	日本ピストンリング株式会社 2013年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-②	リケンN P R株式会社 2023年第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-②
③	日本ピストンリング株式会社 2014年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-③	リケンN P R株式会社 2023年第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-③
④	日本ピストンリング株式会社 2015年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-④	リケンN P R株式会社 2023年第8回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-④
⑤	日本ピストンリング株式会社 2016年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑤	リケンN P R株式会社 2023年第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-⑤
⑥	日本ピストンリング株式会社 2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑥	リケンN P R株式会社 2023年第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-⑥
⑦	日本ピストンリング株式会社 2018年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑦	リケンN P R株式会社 2023年第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-⑦
⑧	日本ピストンリング株式会社 2019年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑧	2023年第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 2-⑧

別紙については23頁から58頁に記載しております。

5. NPRに関する事項

(1) 最終事業年度（令和5年3月期）に係る計算書類等の内容

NPRの2023年3月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、記載を省略しており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(取得による企業結合)

当社は5月9日付けにて、JFE継手株式会社の株式76.56%をJFEスチール株式会社より取得し、子会社化を完了しております。また同日に日本継手株式会社（以下、「日本継手」という）に商号変更を実施しております。

1. 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：JFE継手株式会社

事業の内容：ガス、水道、その他配管用継手および建築・産業機械部品の製造並びに販売、プレハブ配管加工

②企業結合を行う主な理由

近年、自動車業界は100年に一度と言われる大きな変革の中にあり、当社の主力事業であるエンジン部品をめぐる市場認識は厳しくなっております。当社は中期計画「PLAN2022」において掲げているとおり、次世代新事業として非ICE（Internal-combustion engine＝自動車エンジン等の内燃機関）事業の拡大を企図し、親和性の高い事業領域におけるポートフォリオの拡充のため、M&Aの積極的な活用を検討してまいりました。

日本継手は、幅広いラインナップの配管継手を製造・販売しており、高品質な製品力を背景に多くの顧客との長年にわたる取引を通じた強固なリレーションを保持し、業界のリーディングプレイヤーの一角として地位を有しております。

日本継手はガス管継手分野において確固たるプレゼンスを有している一方、当社とは主力商品が的確に棲み分けられているものと認識しており、今後もライフラインを支える重要製品である配管継手の製造・販売において両社が適時適切に供給責任を果たしていくために、本株式取得により幅広くシナジー効果を期待することが出来ます。さらに、大幅な生産性改善や高品質の製品を供給できるサステナブルな体制の確立も可能となることに加え、当社グループのカーボンニュートラルに向けた気候変動問題への取組みも加速することが出来るものと考え、株式取得を決定するに至りました。

当社は、日本継手を当社グループに迎え、両社の強みを活かした高品質な製品を顧客へ継

続して提供することで、中長期的な経営の安定を通じた持続的な成長及び企業価値向上の実現を目指してまいります。

③企業結合日

2023年5月9日（みなし取得日 2023年4月1日）

④企業結合の法定形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

日本継手株式会社

⑥取得する議決権比率

76.56%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

本株式取得の相手先との取り決めにより、非開示とさせていただきます。

株式の取得原価は、第三者により合理的に算定された株式価値を基礎として決定しております。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

主要な取得関連費用はアドバイザー費用等で、現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

（多額の資金の借入）

当社は2023年3月22日開催の取締役会決議に基づき、主に日本継手株式会社（旧JFE 継手株式会社）の株式取得に要する資金の充当として、以下のとおり2023年4月28日に借入を実行いたしました。

- (1) 借入先：株式会社みずほ銀行
- (2) 借入金額：3,000百万円
- (3) 借入利率：基準金利＋スプレッド
- (4) 借入実行日：2023年4月28日
- (5) 借入期間：5年
- (6) 担保の有無：無担保、無保証

7. 共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
1	<p style="text-align: center;">まえかわ やすのり 前川 泰則 (1958年2月27日生)</p>	<p>1986年3月 株式会社リケン入社 2004年2月 同社営業本部名古屋営業部長 2010年6月 同社取締役海外委員会委員長 2013年5月 同社取締役 2015年6月 同社常務取締役 2016年5月 同社取締役常務執行役員 2019年4月 同社取締役専務執行役員 2019年6月 同社代表取締役専務執行役員 2020年4月 同社代表取締役社長兼COO 2022年4月 同社代表取締役社長兼CEO兼COO 2022年12月 同社代表取締役社長兼CEO兼COO兼CIO兼CSO (現任)</p>	<p>(1)24,900株 (2) 一株 (3)49,800株</p>
<p>(取締役候補者とした理由) 前川泰則氏は、長年にわたり海外営業、国内営業、海外事業を牽引した後に経営を指揮し、グローバル事業拡大、経営課題への取り組みを通じて、リケングループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。 引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、新たに設立される共同持株会社の取締役候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
2	<p style="text-align: center;">たかはし てる お 高橋 輝夫 (1959年2月10日生)</p>	<p>1981年 4月 日本ピストンリング株式会社入社 2005年 4月 同社製品技術第二部長 2006年 6月 同社執行役員開発本部製品技術第二部長 2009年 6月 同社取締役製品技術第二部長 技術・開発部門担当 2016年 6月 同社常務取締役 技術・開発部門担当 2020年 6月 同社代表取締役社長 監査室担当(現任)</p>	<p>(1) 一株 (2) 15,300株 (3) 15,606株</p>
<p>(取締役候補者とした理由) 高橋輝夫氏は、経営を指揮し、様々な事業展開を通じて日本ピストンリンググループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。 引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、新たに設立される共同持株会社の取締役候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
3	いとう かのる 伊藤 薫 (1953年4月9日生)	1976年 4月 株式会社日本興業銀行入行 2005年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2008年 3月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長 2012年 6月 株式会社リケン常務取締役 2013年 6月 同社専務取締役経営戦略委員会委員長 2015年 6月 同社代表取締役社長兼COO 2018年 4月 同社代表取締役社長兼CEO兼COO 2020年 4月 同社代表取締役会長兼CEO 2022年 4月 同社代表取締役会長(現任)	(1)29,900株 (2) 一株 (3)59,800株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>伊藤薫氏は、経営を指揮し、グローバル事業拡大、経営課題への取り組みを通じて、リケングループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、新たに設立される共同持株会社の取締役候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
4	さかもと ゆうじ 坂本 裕司 (1957年10月22日生)	1977年 7月 日本ピストンリング株式会社入社 2001年 4月 同社東京東営業部長 2004年 4月 同社執行役員営業本部東京営業部長 2006年 6月 同社取締役営業本部副本部長兼営業本部営業企画部長 2013年 6月 同社常務取締役 営業部門担当 2020年 6月 同社代表取締役常務取締役 営業部門担当 2021年 6月 同社代表取締役専務執行役員 生産管理部・グローバル調達部・栃木工場担当 2023年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 生産管理部・グローバル調達部・栃木工場担当 (現任) (重要な兼職の状況) エヌピーアール シンガポール社取締役会長、 エヌピーアール オブ ヨーロッパ社取締役	(1) 一株 (2) 19,780株 (3) 20,175株
(取締役候補者とした理由) 坂本裕司氏は、経営全般に精通しており、日本ピストンリンググループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。 引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、新たに設立される共同持株会社の取締役候補者といたしました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
5	さかば ひでひろ 坂場 秀博 (1962年11月22日生)	1985年 4月 株式会社リケン入社 2011年 6月 同社経営企画部長 2016年 5月 同社執行役員経営企画部長 2020年 6月 同社執行役員RIKEN MEXICO社社長 2022年 4月 同社常務執行役員RIKEN MEXICO社社長 2022年 5月 同社常務執行役員経営管理本部長 2022年 6月 同社取締役常務執行役員経営管理本部長 (現任)	(1)9,800株 (2) 一株 (3)19,600株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>坂場秀博氏は、経営企画・経理財務・経営管理部門における高い専門性を有し、リケングループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。</p> <p>引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、新たに設立される共同持株会社の取締役候補者といたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
6	ふじた まさあき 藤田 雅章 (1961年5月30日生)	1984年4月 日本ピストンリング株式会社入社 2005年4月 同社経営企画部長 2006年6月 エヌピーアール オブ アメリカ社取締役社長 2012年7月 日本ピストンリング株式会社執行役員 エヌピーアール オブ アメリカ社取締役社長 2013年6月 同社取締役経営企画部長 経営企画部・海外事業部担当 2021年6月 同社取締役常務執行役員（現任）経営企画部・経理部担当 2022年9月 同社経営企画部・経理部・関連事業部担当 2023年4月 同社経営管理部・経理部・関連事業部担当（現任） （重要な兼職の状況） पीティー.エヌティー ピストンリング インドネシア社コミサリス、ピーティー.エヌピーアール マニュファクチャリング インドネシア社コミサリス、エヌピーアール オブ アメリカ社取締役	(1) 一株 (2) 13,924株 (3) 14,202株
(取締役候補者とした理由) 藤田雅章氏は、経営企画・経営管理部門における高い専門性を有し、日本ピストンリンググループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。引き続き、経営全般に関する豊富な知識と経験を有することから、重要事項の決定及び業務執行の監督に適任であると判断し、新たに設立される共同持株会社の取締役候補者といたしました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
7	<p style="text-align: center;">ひらの えいじ 平野 英治 (1950年9月15日生)</p>	<p>1973年 4月 日本銀行入行 1999年 5月 日本銀行国際局長 2002年 6月 日本銀行理事 2006年 6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役副社長 2015年 5月 メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行役副会長 2015年 6月 株式会社リケン社外取締役(現任) 2016年 6月 株式会社NTTデータ社外取締役(現任) 2017年 9月 メットライフ生命保険株式会社取締役副会長(現任) 2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員長 2022年 6月 いちよし証券株式会社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータ社外取締役 いちよし証券株式会社社外取締役</p>	<p>(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>平野英治氏は、日本銀行の要職を歴任し、金融機関をはじめ企業経営全般における高い専門性、国際的で豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な視点からリケングループ経営全般に関して積極的に意見するとともに、経営を監督する役割を担ってまいりました。</p> <p>引き続き、独立した立場から、新たに設立される共同持株会社においても、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言、提言をいただくなど、重要な役割を果たすことが期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
8	<p>くろさわ まさこ 黒澤 昌子 (1962年7月23日生)</p>	<p>1991年11月 Research Fellow, Institute for Research on Higher Education, University of Pennsylvania, Philadelphia, USA</p> <p>1994年9月 Visiting Assistant Professor, Economics Department, Barnard College, New York, USA</p> <p>1995年4月 城西大学 経済学部経済学科助教授</p> <p>1998年4月 放送大学 産業と技術専攻科客員助教授</p> <p>2000年4月 明治学院大学 経済学部経済学科助教授</p> <p>2004年4月 政策研究大学院大学 教授 (現任) 公益財団法人 東京しごと財団 理事 (現任)</p> <p>2005年4月 独立行政法人経済産業省研究所ファカルティフェロー</p> <p>2012年4月 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 運営委員会委員 (現任)</p> <p>2015年9月 コロンビア大学 ビジネススクール 日本経済経営研究所客員フェロー</p> <p>2020年2月 厚生労働省 人材開発統括官 能力評価担当参事官室 技能検定職種の統廃合等に関する検討会座長 (現任)</p> <p>2021年4月 政策研究大学院大学 理事、副学長(現任)</p> <p>2022年4月 公益財団法人 日本生産性本部 生産性常任委員会委員 (現任)</p> <p>2023年4月 厚生労働省 職業安定局 労働政策審議会 職業安定分科会委員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 政策研究大学院大学 理事・副学長・教授</p>	<p>(1) 一株</p> <p>(2) 一株</p> <p>(3) 一株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 黒澤昌子氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが学者として労働経済学に関する高度な専門的知識を有しております。これらの理由から、新たに設立される共同持株会社においても、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言、提言をいただくなど、重要な役割を果たすことが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 所有する当社及びNPRの株式の種類及び数は、令和5年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式の種類及び数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社及びNPRとの間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 平野英治氏および黒澤昌子氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 平野英治氏および黒澤昌子氏の両氏が社外取締役に選任された場合、共同持株会社は、各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届出を行う予定であります。
5. 共同持株会社は、各社外取締役候補者が就任した場合、各氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について、共同持株会社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 共同持株会社は、各取締役候補者が就任した場合、各氏と会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填する、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結する予定であります。

8. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
1	<p>わたなべ こうえい 渡辺 孝栄 (1958年11月19日生)</p>	<p>1983年 4月 株式会社リケン入社 2014年10月 同社品質保証部長 2017年 4月 同社執行役員ピストンリング事業第二部長 2020年 4月 同社常務執行役員技術統括部長 2021年 4月 同社常務執行役員技術統括本部長 2021年 6月 同社取締役常務執行役員兼CTO 2022年 4月 同社取締役 (現任)</p>	<p>(1)12,200株 (2) 一株 (3)24,400株</p>
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由) 渡辺孝栄氏は、主に技術部門における高い専門性を有しており、リケングループの企業価値向上に貢献してまいりました。 これらの理由から、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査し、新たに設立される共同持株会社の監査に適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
2	こえば ひろと 越場 裕人 (1965年4月4日生)	1988年4月 日本ピストンリング株式会社入社 2012年4月 同社経理部長 2016年7月 同社執行役員経理部長 2018年7月 同社執行役員経理部担当役員付 2020年6月 同社監査役 2021年6月 同社取締役監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日ピス岩手監査役、株式会社日ピス福島製造所監査役、株式会社ノルメカエイシア監査役	(1) 一株 (2) 1,882株 (3) 1,919株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 越場裕人氏は、主に経理部門において高い専門性を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献してまいりました。これらの理由から、新たに設立される共同持株会社の監査に適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
3	<p style="text-align: center;">ほんだ おさむ 本多 修 (1958年3月4日生)</p>	<p>1981年4月 株式会社日本興業銀行入行 2009年4月 みずほ証券株式会社執行役員経営企画グループ人事部長 2011年6月 日本証券代行株式会社取締役副社長 2012年6月 日本電子計算株式会社取締役 2015年6月 株式会社証券ジャパン取締役専務執行役員 2017年6月 株式会社ニッチツ代表取締役専務取締役 2019年6月 株式会社ニッチツ代表取締役副社長 2021年6月 株式会社栗本鐵工所社外監査役(現任) 2021年6月 株式会社リケン監査等委員である社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社栗本鐵工所社外監査役</p>	<p>(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株</p>
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 本多修氏は、金融機関をはじめ企業経営全般における高い専門性、豊富な経験と幅広い見識、他社の経営経験も有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献してまいりました。 これらの理由から、新たに設立される共同持株会社においても、経営の監督と職務の執行を十分に監査することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
4	きむら ひろき 木村 博紀 (1962年1月19日生)	1984年4月 朝日生命保険相互会社入社 2012年4月 同社執行役員資産運用統括部門財務・不動産専管部門長 2013年7月 同社取締役執行役員資産運用統括部門長 2014年6月 関東電化工業株式会社社外監査役 2015年4月 朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員資産運用企画部証券運用部担当 2016年4月 同社取締役常務執行役員経営企画部主計部担当 2016年6月 日本ピストンリング株式会社社外監査役 2017年4月 朝日生命保険相互会社代表取締役社長（現任） 2019年3月 横浜ゴム株式会社社外監査役 2020年6月 日本ゼオン株式会社社外監査役（現任） 2021年6月 日本ピストンリング株式会社社外取締役監査等委員（現任） 2023年3月 横浜ゴム株式会社社外取締役監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 朝日生命保険相互会社代表取締役社長、横浜ゴム株式会社社外取締役監査等委員、日本ゼオン株式会社社外監査役	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 木村博紀氏は、生命保険業界での経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献してまいりました。これらの理由から、新たに設立される共同持株会社においても、経営の監督と職務の執行を十分に監査することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するNPRの株式数 (3)割り当てられる共同持株会社の株式数
5	<p>さくま たつや 佐久間 達哉 (1956年10月2日生)</p>	<p>1976年 4月 検事任官 東京、那覇、新潟地方検察庁検事、法務省刑事局付、在米国日本大使館一等書記官等として勤務</p> <p>1999年 9月 法務省人権擁護局調査課長</p> <p>2003年 1月 同省刑事局公安課長</p> <p>2004年 6月 同局刑事課長</p> <p>2005年12月 東京地方検察庁特別捜査部副部長</p> <p>2007年 1月 同検察庁総務部長</p> <p>2008年 7月 同検察庁特別捜査部長</p> <p>2010年 7月 大津、前橋、千葉地方検察庁検事正、国連アジア極東犯罪防止研修所長、法務省法務総合研究所長を歴任</p> <p>2019年 1月 退官</p> <p>2019年 3月 株式会社bitFlyer社外取締役</p> <p>2019年 6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2019年11月 弁護士登録 青山TS法律事務所弁護士（現任）</p> <p>2022年 3月 株式会社パワーエックス社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役 株式会社パワーエックス社外取締役 青山TS法律事務所弁護士</p>	<p>(1) 一株</p> <p>(2) 一株</p> <p>(3) 一株</p>
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 佐久間達哉氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、法曹界における豊富な経験と幅広い見識、他社の社外取締役の経験を有しております。 これらの理由から、新たに設立される共同持株会社においても、経営の監督と職務の執行を十分に監査することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました</p>			

- (注) 1. 所有する当社及びNPRの株式の種類及び数は、令和5年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式の種類及び数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 監査等委員である取締役候補者と当社及びNPRの間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 本多修氏、木村博紀氏、佐久間達哉氏の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 本多修氏、木村博紀氏、佐久間達哉氏の各氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、共同持株会社は、各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届出を行う予定であります。
5. 共同持株会社は、各監査等委員である取締役候補者が就任した場合、各氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について、共同持株会社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 共同持株会社は、各監査等委員である取締役候補者が就任した場合、各氏と会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填する、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結する予定であります。

9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項
共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。
(2023年2月28日現在)

名称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二十橋ビルディング
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド) へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツ」に名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
監査関与会社	3,244社 (2022年5月31日現在)
資本金	1,138百万円
構成人員	社員 (公認会計士) : 486名 特定社員 : 59名 職員 公認会計士 : 2,586名 公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む) : 1,176名 その他専門職 : 3,142名 事務職 : 85名 合計 : 7,534名

(注) 有限責任監査法人トーマツを会計監査人候補者とした理由は、同監査法人が共同持株会社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び内部管理体制等を有しており、適任であると判断したためであります。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当、及び当期の業績と今後の経営環境並びに事業展開等を勘案して実施することとしております。

この方針に基づき、当期の期末配当は1株につき60円といたしたいと存じます。

なお、さきに中間配当として、1株につき60円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき120円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円
配当総額 602,543,040円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、日本ピストンリング株式会社との経営統合が予定されていることを踏まえ、取締役会においてより戦略的かつ機動的に意思決定が行えるように3名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める当社の任意の指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1

まえかわ やすのり

前川 泰則

(1958年2月27日生)

再任

所有する当社の株式数 **24,900株**当期における
取締役会への出席状況 **19/19**(100%)**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1986年 3月	当社入社	2016年 5月	当社取締役常務執行役員
2004年 2月	当社営業本部名古屋営業部長	2019年 4月	当社取締役専務執行役員
2010年 6月	当社取締役海外委員会委員長	2019年 6月	当社代表取締役専務執行役員
2013年 5月	当社取締役	2020年 4月	当社代表取締役社長兼COO
2015年 6月	当社常務取締役	2022年 4月	当社代表取締役社長兼CEO兼COO
		2022年12月	当社代表取締役社長兼CEO兼COO 兼CIO兼CISO（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり海外営業、国内営業、海外事業に従事し、当社のグローバル事業拡大に貢献しており、2020年からはCOO、2022年からはCEOとして中期経営計画の策定と遂行を始めとした経営課題に対し、着実に取り組み、成果を上げてまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2 さかば ひでひろ 坂場 秀博 (1962年11月22日生)

再任

所有する当社の株式数 9,800株

当期における
取締役会への出席状況 15/15(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社	2022年 4月 当社常務執行役員RIKEN MEXICO社社長
2011年 6月 当社経営企画部長	
2016年 5月 当社執行役員経営企画部長	2022年 5月 当社常務執行役員経営管理本部長
2020年 6月 当社執行役員RIKEN MEXICO社社長	2022年 6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 (現任)

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり経営企画および経理財務などの経営管理、外部提携を含む経営計画の立案と推進を牽引するとともに、2020年からは当社の主要な海外製造子会社社長として、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

3 たきざわ あきよし 滝澤 昭義 (1961年2月10日生)

新任

所有する当社の株式数 10,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社	2020年 6月 当社執行役員ピストンリング事業本部長、柏崎事業所長
2012年 6月 当社ピストンリング部長	
2016年 1月 RIKEN MEXICO社社長	2020年10月 当社常務執行役員ピストンリング事業本部長、柏崎事業所長(現任)
2019年 4月 当社執行役員RIKEN MEXICO社社長	

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり当社の主力製品であるピストンリング部門を牽引し、当社のメキシコにおけるピストンリング製造拠点を立ち上げるなど、当社の収益力向上に貢献してまいりました。その幅広い経験と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。

4 ひらの えいじ 平野 英治 (1950年9月15日生)

再任

社外
独立

所有する当社の株式数 0株

当期における
取締役会への出席状況 18/19(94.5%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月	日本銀行入行	2015年 6月	当社社外取締役(現任)
1999年 5月	日本銀行国際局長	2016年 6月	株式会社NTTデータ社外取締役(現任)
2002年 6月	日本銀行理事	2017年 9月	メットライフ生命保険株式会社取締役 副会長(現任)
2006年 6月	トヨタファイナンシャルサービス株式 会社取締役副社長	2017年10月	年金積立金管理運用独立行政法人経営 委員長
2015年 5月	メットライフ生命保険株式会社取締役 代表執行役副会長	2022年 6月	いちよし証券株式会社社外取締役 (現任)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

日本銀行の要職を歴任し、その後会社経営の経験も有しており、その高い専門性と国際的で豊富な経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が再任された場合は、引き続き、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、8年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平野英治氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(95頁)の要件を満たしております。
3. 当社は、平野英治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 平野英治氏と当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社への会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。
- 各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2024年2月の更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める当社の任意の指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

所有する当社の株式数 12,200株

1 わたなべ こうえい
渡辺 孝栄 (1958年11月19日生)

新任

当期における
取締役会への出席状況 19/19(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社	2021年 4月 当社常務執行役員技術統括本部長
2014年10月 当社品質保証部長	2021年 6月 当社取締役常務執行役員兼CTO
2017年 4月 当社執行役員ピストンリング事業第二部長	2022年 4月 当社取締役（現任）
2020年 4月 当社常務執行役員技術統括部長	

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

長年にわたり当社の主力製品であるピストンリングの製造部門、品質保証部門、技術管理部門を牽引し、当社の収益力向上に貢献してまいりました。その高度な専門的知識と経験を当社の監査に活かしたく、監査等委員である取締役候補者といたしました。

2 ほんだ
本多

おさむ
修 (1958年3月4日生)

所有する当社の株式数 0株

再任

社外
独立

当期における
監査等委員会への出席状況 15 / 15 (100%)

当期における
取締役会への出席状況 19 / 19 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	株式会社日本興業銀行入行	2015年 6月	株式会社証券ジャパン取締役専務執行役員
2009年 4月	みずほ証券株式会社執行役員 経営企画グループ人事部長	2017年 6月	株式会社ニッチツ代表取締役専務取締役
2011年 6月	日本証券代行株式会社取締役副社長	2019年 6月	株式会社ニッチツ代表取締役副社長
2012年 6月	日本電子計算株式会社取締役	2021年 6月	株式会社栗本鐵工所社外監査役 (現任)
		2021年 6月	当社監査等委員である社外取締役 (現任)

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

金融機関における長年の経験から、財務等に関する豊富な経験と高度な専門的知識、他社の経営の経験も有することから、これを当社の監査に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

また、同氏が再任された場合は、引き続き、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。

3 さくま たつや
佐久間 達哉 (1956年10月2日生)

新任

社外
独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 検事任官 東京、那覇、新潟地方検察庁検事、 法務省刑事局付、在米国日本大使館 一等書記官等として勤務	2019年 1月 退官
1999年 9月 法務省人権擁護局調査課長	2019年 3月 株式会社bitFlyer社外取締役
2003年 1月 同省刑事局公安課長	2019年 6月 イオンフィナンシャルサービス株式会 社社外取締役（現任）
2004年 6月 同局刑事課長	2019年11月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、 青山TS法律事務所開設（現任）
2005年12月 東京地方検察庁特別捜査部副部長	2022年 3月 株式会社パワーエックス社外取締役 （現任）
2007年 1月 同検察庁総務部長	
2008年 7月 同検察庁特別捜査部長	
2010年 7月 大津、前橋、千葉地方検察庁検事正、 国連アジア極東犯罪防止研修所長、 法務省法務総合研究所長を歴任	

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、検事や弁護士としての経験と知識、他社の社外取締役の経験も有することから、これを当社の監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。また、同氏の選任が承認された場合は、当社任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本多修氏及び佐久間達哉氏の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(95頁)の要件を満たしております。
3. 本多修氏は、2002年3月まで株式会社みずほ銀行、2011年6月までみずほ証券株式会社の業務執行者でありました。当社と2社は取引がありますが、取引額は当社及び2社それぞれの連結売上高の1%未満であり、株式会社みずほ銀行からの実質借入金残高(預金相殺後)は当社の連結総資産の2%を超えておりません。また、株式会社みずほ銀行は当社の株主ですが、その保有株式は全体の10%未満です。
- いずれも当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(95頁)の要件を満たし、監査等委員である社外取締役としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
4. 当社は、本多修氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、佐久間達哉氏が選任された場合には、新たに同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 本多修氏と当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社への会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、渡辺孝栄氏と佐久間達哉氏の選任が承認された場合には、両氏と当社は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。
- 各監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は2024年2月の更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

なお、候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める当社の任意の指名・報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

た な べ こう じ
田辺 孝二 (1952年2月1日生)

社外

所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月	通商産業省(現経済産業省)入省	2017年 4月	東京工業大学名誉教授(現任)
2002年 7月	経済産業省調査統計部長	2019年 6月	当社社外取締役(現任)
2005年 4月	東京工業大学大学院イノベーション マネジメント研究科教授	2021年 1月	イントロン・スペース株式会社取締役 (現任)
2012年 2月	日本アジアグループ株式会社取締役		

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたり経済産業省に勤務したのち東京工業大学教授として、そのイノベーションマネジメントにおける高い専門性と豊富な経験、他社および当社における経営経験を当社の監査に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田辺孝二氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、同氏は2019年6月より4年間、当社の社外取締役でした。
3. 田辺孝二氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、同氏と当社は会社法第427条第1項に基づき、当社への損害賠償責任を法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。
- 田辺孝二氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 社外取締役の独立性判断基準

当社は経営の客観性・透明性を確保するために、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される者を、独立性を有する社外取締役として選任します。

1. 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主（当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主）またはその業務執行者
3. 次のいずれかに該当する当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - ① 当社グループが製品等を提供している取引先であって、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者
 - ② 当社グループに対して製品等を提供している取引先であって、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者
 - ③ 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その実質借入金残高（預金相殺後）が当社直近3事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える者
4. 当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社グループから多額の寄付（直近事業年度において年間1千万円を超える場合をいう）を受けている者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
8. 上記2から7のいずれかに過去5年間に於いて該当していた者
9. 上記1から7までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
10. 当社における社外役員在任期間が通算で10年を超える者
11. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

※「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が、
個人の場合：直近3事業年度において平均して年間1千万円を超えるもの
団体の場合：直近3事業年度において平均して当該団体の連結売上高もしくは年間総収入額の2%を超えるもの

(ご参考) 本総会終結後の役員一覧

本総会の第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本総会終結後の当社役員は以下の通りとなります。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 川 泰 則	CEO（最高経営責任者）、COO（最高執行責任者）、営業本部長
取 締 役	坂 場 秀 博	常務執行役員、CIO（最高情報責任者）、CISO（最高情報セキュリティ責任者）、経営管理本部長、船用・産業用事業担当
取 締 役	滝 澤 昭 義	常務執行役員、ピストンリング事業本部長、RPS推進部長、柏崎事業所長
社 外 取 締 役	平 野 英 治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータ社外取締役 いちよし証券株式会社社外取締役
取 締 役 （常勤監査等委員）	渡 辺 孝 栄	
社 外 取 締 役 （監査等委員）	本 多 修	株式会社栗本鐵工所社外監査役
社 外 取 締 役 （監査等委員）	佐 久 間 達 哉	イオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役 株式会社パワーエックス社外取締役 青山TS法律事務所弁護士

取締役を求める主な経験分野						
企業経営	グローバル経営	法務/ガバナンス/リスクマネジメント	財務/会計/金融	イノベーション/研究開発	モノづくり	営業/マーケティング
○	○					○
○	○	○	○		○	
○	○		○		○	
○	○	○	○			
○	○			○	○	
○		○	○			
		○	○			

以上

(添付書類)

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(日本、インドは4月～3月、それ以外は1月～12月)における世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限が緩和したことなどにより回復がみられたものの、地政学的リスクに起因する高インフレや米欧を中心とした政策金利の引き上げ等の影響もあり、弱含みでの推移となりました。

わが国においても、個人消費をはじめ経済活動は持ち直しの動きが見られたものの、原材料価格並びにエネルギー価格の高騰や為替相場の急激な変動等の影響により、景気回復に力強さは見られませんでした。

当社グループと関連の深い自動車産業につきましては、対前期比で自動車生産は増加したものの、依然として半導体の部品不足などにより、各国の自動車生産は本格的な回復には至りませんでした。

このような状況のなか、当連結会計年度における当社グループ売上高は、自動車生産台数の回復や円安による為替影響により86,382百万円(前期比10.2%増)の増収となりました。営業利益は、円安による増益効果はあったものの原材料費やエネルギー価格の高騰の影響等により4,676百万円(前期比8.7%減)となりました。経常利益は、海外の持分法適用会社の利益や受取保険金等が増加したことにより7,374百万円(前期比12.9%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失が増加したこと等により4,318百万円(前期比0.3%減)に留まりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は2,878百万円であり、主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

・ 当社柏崎事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

・ 当社熊谷事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、充実

・ 当社柏崎事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

水素エンジンビジネス関連の研究開発設備（自動車・産業機械部品事業）

・ 当社熊谷事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

新事業創出のための研究開発設備（その他）

・ 株式会社リケンヒートテクノ

熱エンジニアリング関連製造設備（その他）

・ 理研汽车配件（武漢）有限公司

機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2023年度世界経済は、物価上昇や金融セクターの混乱等の影響を受け低成長が見込まれています。コロナウイルスやサプライチェーンの混乱に起因する経済成長の停滞からは抜け出しつつあるものの、ロシアによるウクライナ侵攻、米中貿易摩擦といった地政学的リスクは依然として高く、世界経済の見直しには不透明性が残っています。

当社グループと関連の深い自動車産業は、電気自動車等環境対応車の増加や自動運転等の技術開発が進展するなど「100年に一度の大変革期」のなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で「社会の変容」が加速化、質的变化を伴いつつもグローバル市場が拡大すると予想しておりません。

世界的なカーボン・ニュートラルへの志向が高まり、環境対応車が増加し自動車の動力多様化も一層スピードアップしております。欧州中心に急速な盛り上がりを見せる脱炭素燃料等も現実的な選択肢となりつつあるなど、モビリティの脱炭素化はますます多様な発展段階に入りつつあるものと言えます。また、世界情勢の不安定化、地政学的リスクの高まりは、既存のサプライチェーンの脆弱性を浮き彫りにすると同時に、極端に偏在するレアメタルなど原材料の供給不安定性に大きな注目を集める要因ともなっています。こうした環境変化に加え、カーボン・ニュートラルを目指す上で指標となる二酸化炭素排出量削減のライフサイクルアセスメントによる評価見直しなど、自動車動力多様化は将来を予測し難い環境となりつつあります。

当社としては、想定される全てのシナリオを乗り越え社業を発展させていくために、引き続き「コア事業のコスト競争力強化」、「危機に対応した経営基盤再構築」と「非内燃機関の次世代コア事業・新製品の拡大」を進めていく方針です。

「コア事業のコスト競争力強化」では、ピストンリング等の既存エンジン部品で勝ち残るとともに、非自動車関連既存事業の拡大とコスト競争力強化を目指します。2020年代半ばまでは、エンジン周りを含め既存部品・製品のビジネスと利益の拡大、経営資源シフト、最適生産体制構築をキーワードに国内外投資を効率化します。その後2030年頃までは、日本国内・海外とも特にエンジン部品の増産投資は厳しく管理運営し、合理化投資及び省力化投資を推進していく所存です。

「危機に対応した経営基盤再構築」では、操業体制見直しや合理化・生産性の一層の向上など損益分岐点引下げに努めてまいります。そのために、聖域のない選択と集中など従来より踏み込んだ労務費・経費等固定費削減を継続し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による業務改革も一層進めていく方針です。「コア事業のコスト競争力強化」、「危機に対応した経営基盤再構築」を進めることで、既存事業のキャッシュフロー創出力を強化し、獲得したキャッシュを「非内燃機関の次世代コア事業・新製品の拡大」に向けた投資や、脱炭素社会の実現に向けた製造工程における温室効果ガス削減と環境性能に優れた製品開発へシフトしてまいります。

「非内燃機関の次世代コア事業・新製品の拡大」としては、自動車部品製造業に限らず他社と

の業務／資本提携・共同開発を推進しオープンイノベーションを追求すること、既存の非内燃機関事業分野周辺においてM&Aなども駆使しつつ垂直・水平展開を図ることで、主に次世代自動車向け新製品開発及び非自動車事業の創出・拡大を一層スピードアップしてまいります。そのために、既存事業に由来する「材料技術」「加工技術」「表面処理技術」等を次世代コア事業・新製品に向け転換するとともに、当社が開発を進めている「水素・e-Fuelなど次世代燃料を活用した新エンジンに関する技術」、当社グループが培ってきた「高機能樹脂や異種材接合に関する技術」「電波暗室・電波吸収体や新世代向けノイズ抑制シートを扱うEMC (Electromagnetic compatibility=電磁両立性) 技術」「工業用電気炉や高温帯域に対応した高機能電熱線等を扱う熱エンジニアリング技術」などを、自動車・モビリティの世界で潮流となっているCASEやカーボン・ニュートラルに対応した新製品に繋がる先進技術を大きく育てるべく、これら事業へ重点的な積極投資を進めてまいります。本年5月9日にはユビワ印ブランドとして知られている配管継手メーカーである日本継手株式会社が当社グループに加わりました。これにより非内燃機関売上高比率を一層向上させ、今後は既存の配管機器事業との相乗効果創出により更なる収益拡大にも努めてまいります。

また、2022年度に当社サーバーへの不正アクセスによる攻撃を受けたことで、ステークホルダーの皆様にご迷惑、ご心配をおかけした反省を踏まえ、強固なサイバーセキュリティ構築を進めており、これを維持向上させることで再発防止に努めてまいります。

こうした諸施策を進めていくことにより、当社の競争力を強化し、当社の企業価値を継続的に高めていくよう努めます。

最後に、当社と日本ピストンリング株式会社との経営統合につきまして、2022年7月27日の基本合意後、両社による協議・検討を進めてまいり、本年5月23日に経営統合契約書の締結及び株式移転計画書を作成致しました。

本株主総会でのご承認が得られることを前提として、共同株式移転の方式により、本年10月2日をもって両社の完全親会社となる「リケンNPR株式会社」を設立致します。

本経営統合により、両社経営リソースを統合・有効活用することで、自動車エンジン部品を核とする既存事業の収益力強化に加え、船舶・水素・新エネルギー事業・熱エンジニアリング・EMC事業・メタモールド（金属粉末射出成形部品）・医療機器・アキシシャルギャップ型モータ（円盤状薄型高トルクモータ）等の非自動車エンジン部品領域において次なるコア事業・新製品創出により一層のスピード感をもって取り組み、両社独自技術を応用した特長ある機能部品・キーコンポーネントをグローバルに展開する全く新しいリーディングカンパニーに進化を遂げ、世界的なカーボン・ニュートラルの潮流に沿って企業価値の更なる向上を目指します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度) 【当連結会計年度】
売上高 (百万円)	84,530	69,720	78,372	86,382
経常利益 (百万円)	5,964	4,323	6,529	7,374
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,517	1,880	4,329	4,318
1株当たり当期純利益 (円)	355.26	189.05	433.47	431.60
総資産額 (百万円)	107,920	110,544	115,707	123,728
純資産額 (百万円)	75,905	80,142	87,082	94,983
1株当たり純資産額 (円)	7,059.13	7,507.92	8,109.98	8,810.30

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度) 【当事業年度】
売上高 (百万円)	53,414	46,099	51,080	51,909
経常利益 (百万円)	2,623	2,012	4,172	7,285
当期純利益 (百万円)	2,293	1,030	3,784	5,625
1株当たり当期純利益 (円)	231.63	103.58	378.84	562.27
総資産額 (百万円)	68,820	69,314	72,293	77,027
純資産額 (百万円)	42,616	44,627	47,869	53,272
1株当たり純資産額 (円)	4,280.02	4,487.84	4,775.90	5,295.07

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リケンキャストック	200百万円	100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
株式会社リケン環境システム	100百万円	100.0%	電波暗室設備の製造
株式会社リケンヒートテクノ	30百万円	100.0%	電熱線及び工業炉の製造
P.T.パカルティリケン インドネシア	4,150百万ルピア	40.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理研汽车配件（武漢）有限公司	19,000千米ドル	60.0%	自動車関連部品の製造
リケンメキシコ社	620百万ペソ	100.0%	自動車関連部品の製造
リケンオブアメリカ社	250千米ドル	100.0%	当社製品の北米地区の販売
ユーロリケン社	664千ユーロ	100.0%	当社製品の欧州地区の販売

(注) 出資比率は間接所有を含みます。

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
4,153 名	減 179 名

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,206 名	減 28 名	42.6 歳	18.8 年

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,150
株式会社三菱UFJ銀行	2,250
日本生命保険相互会社	1,760
株式会社第四北越銀行	1,250

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,688,866株 (自己株式数646,482株を含む。)
- (3) 株主数 11,689名 (自己株式保有株主1名を含む。)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 982	% 9.78
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	486	4.84
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	428	4.27
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	320	3.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	275	2.75
三井住友信託銀行株式会社	261	2.61
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	255	2.54
リ ケ ン 柏 崎 持 株 会	241	2.40
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	190	1.89
株 式 会 社 プ ロ テ リ ア ル	177	1.76

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

2023年2月28日付の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式発行を行うことについて、下記の通り決議いたしました。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	22,700株	5名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊藤 薫	取締役会議長、サステナビリティ委員会委員長
代表取締役社長	前川 泰則	CEO、COO、CIO（最高情報責任者）、CISO（最高情報セキュリティ責任者）
取締役	渡辺 孝栄	常務執行役員、CTO（最高技術責任者）、技術統括本部長、技術委員会委員長、品質保証担当、精機部品事業担当、熱エンジニアリング事業担当、EMC事業担当、熊谷事業所統括
取締役	大橋 尚	常務執行役員、グローバル調達担当、保全部担当、樹脂製品事業担当、素形材部品事業担当、船用・産業用事業担当、カムシャフト事業担当、柏崎事業所長
取締役	坂場 秀博	常務執行役員、経営管理本部長
社外取締役	平野 英治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータ社外取締役 いちよし証券株式会社社外取締役
社外取締役	田辺 孝二	東京工業大学名誉教授 イントロン・スペース株式会社取締役
取締役 (常勤監査等委員)	国元 晃	
社外取締役 (監査等委員)	岩村 修二	キャノン電子株式会社社外監査役 株式会社北海道銀行社外監査役 林兼産業株式会社社外取締役 T & K法律事務所所属弁護士
社外取締役 (監査等委員)	本多 修	株式会社栗本鐵工所社外監査役

- ※ 1. 社外取締役は、下記のとおりです。
平野 英治
田辺 孝二
- ※ 2. 社外取締役（監査等委員）は、下記のとおりです。
岩村 修二
本多 修
- ※ 3. メットライフ生命保険株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 4. 株式会社NTTデータと当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 5. いちよし証券株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 6. 東京工業大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 7. イントロン・スペース株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 8. キヤノン電子株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 9. 株式会社北海道銀行と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 10. 林兼産業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 11. T & K法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 12. 株式会社栗本鐵工所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※ 13. 当社と社外取締役平野英治氏、田辺孝二氏、社外取締役（監査等委員）岩村修二氏、本多修氏及び取締役（監査等委員）国元晃氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- ※ 14. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
- ※ 15. 当社は、平野英治氏、田辺孝二氏、岩村修二氏及び本多修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に選任しております。

(2) 取締役の報酬等の額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬に関して、2019年6月21日開催の株主総会において以下の決議がなされております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名、監査等委員である取締役は3名です。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。） 「年額400百万円以内（役員賞与を含む）」
- ・監査等委員である取締役 「年額60百万円以内」
- ・株式報酬（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。） 「年額100百万円以内」

定款にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内と定めております。2023年3月31日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名、監査等委員である取締役は3名です。

当社は、2021年3月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬制度においては、各役位に対して総報酬の基準額（以下、「基準総報酬額」という。）を定め、報酬額の各水準については、外部の報酬コンサルタントによる報酬調査結果における国内上場企業の中位をベンチマークとして、基準額水準の妥当性を指名・報酬委員会において毎年検証を行う。

基準総報酬額は、固定報酬と業績連動報酬である現金賞与と株式報酬により構成する。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役ならびに年俸制をとる外国籍の取締役は、固定報酬のみの支給とする。

b. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

固定報酬（現金）は、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め基準額を定め、月例で支給する。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

短期業績連動報酬である現金賞与は、中期経営計画および単年度経営計画の連結経常利益額目標値を評価指標とする「会社業績評価」および各役員の「個人業績評価」の結果算定される評価係数を、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め定めた基準額に乗じることにより決定し、毎年、一定の時期に支給する。

<短期業績連動報酬支給額の算定式>

・現金賞与 = 現金賞与基準報酬額 × 会社業績評価係数 × 個人業績評価係数

非金銭報酬等として、株主との利益意識の共有と中長期での目標達成への動機づけを目的として、業績に基づき変動するインセンティブ報酬である株式報酬（譲渡制限付株式）を導入し、株式報酬（譲渡制限付株式）は、「譲渡制限期間」の異なる以下2種類を設定する。

①譲渡制限付株式Ⅰ型：2年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間

②譲渡制限付株式Ⅱ型：30年間

株式報酬（譲渡制限付株式）は、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め基準額を定め、毎年、一定の時期に支給する。

d. 報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

種類別報酬額比率は以下の通りとする。

役員区分	役員報酬の構成比				合計
	金銭報酬		株式報酬		
	固定報酬	短期業績連動		長期業績連動	
		賞与	株式Ⅰ	株式Ⅱ	
取締役	62%	13%	11%	14%	100%

(注) 1：社外取締役および監査等委員である取締役ならびに外国籍の取締役は除く。

(注) 2：この表は、業績連動報酬の支給額について、当社が定める基準額100%分を支給した場合のモデルであり当社の業績および株価の変動等に応じて上記割合も変動する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の役員報酬については、取締役（監査等委員である者を除く。）と監査等委員である取締役を区別し、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬は、指名・報酬委員会での審議のうえ取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議にて決定する。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議し、同委員会の勧告に基づき取締役会において決議しております。

指名・報酬委員会は、審議にあたり、取締役の個人別の報酬等の内容について、業種及び当社における他の役職員の報酬の水準等を考慮するとともに、当該内容が決定方針に沿うものであるか整合性を含め検討を行っております。また、取締役会においても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであるかを確認し、個別の報酬額について決定しております。

③当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	247 (12)	150 (12)	38 (-)	- (-)	57 (-)	7 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	34 (16)	34 (16)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	281 (28)	185 (28)	38 (-)	- (-)	57 (-)	10 (4)

当該事業年度に係る役員賞与については次のとおりであり、上記報酬等の額に含まれておりません。

- ・2023年6月支給予定の役員賞与
取締役42百万円 (うち社外一百万円)

当社役員報酬制度において、取締役報酬は、固定報酬としての月例報酬と、業績連動報酬(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)としての現金賞与と株式報酬(譲渡制限付株式)で構成されます。各役位に応じた固定報酬、現金賞与、株式報酬の金額は、各役位に対する総報酬の基準額をベースに予め基準額として定めております。

基準賞与額をベースに算定すると、固定報酬と業績連動報酬の比率は概ね6:4となります。

株式報酬（譲渡制限付株式）は、現在譲渡制限期間を2年間とする株式Ⅰ型、および譲渡制限期間を30年間とする株式Ⅱ型の、「譲渡制限期間」が異なる2種類を設定しております。株式Ⅰ型は短期業績連動報酬である現金賞与を補完し、かつ会社業績と株価への意識を高める目的で、また株式Ⅱ型は実際には当社役員が取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した時点で制限解除するもので長期の業績連動報酬としての目的で、年1回支給しております。

現金賞与については、「会社業績評価」および各役員の「個人業績評価」の結果算定される評価係数を各役位の基準賞与額に乘じることにより決定されます。「会社業績評価」は、中期経営計画と単年度経営計画の連結経常利益額目標値を評価指標として、重大な事故・不祥事・特別損失等が発生した場合は、事態の重大性を勘案して基準賞与額を調整します。また「個人業績評価」は、重要三課題、定量目標、定性評価項目の達成度を基準に、経営への貢献度を5段階評価でCEOが総合評価を行います。連結経常利益額目標値を評価指標として選択した理由は、臨時的かつ一過性の損益項目である特別損益を除外した経常利益が、会社の実力を示す指標として適切と判断したためです。

2022年度の中期経営計画と単年度経営計画の連結経常利益額目標値は夫々6,000百万円と6,100百万円に対して、連結経常利益額実績は7,374百万円となり目標値を超えました。結果として、「会社業績評価」の評価係数は+30%となりました。

(3) 社外役員に関する事項

平野取締役は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。日本銀行、トヨタファイナンシャルサービス等における豊富な経験・識見を基に、主に国際金融・財務等に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

田辺取締役は、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。経済産業省、東京工業大学等における豊富な経験・識見を基に、主にイノベーションマネジメント及び技術経営に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

岩村取締役（監査等委員）は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。検事や弁護士としての豊富な経験と識見、他社の監査役の経験等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

本多取締役（監査等委員）は、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。金融機関における財務等に関する経験、他社の経営の経験・識見等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	88百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	88百万円

(注) 1. 当該金額について、当社の監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任することになります。

また、当社の監査等委員会は、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の内容は次のとおりであります。

＜当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針＞

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応ずるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。また、大規模買付行為であっても、その目的等が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

＜経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上＞

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動指針として定め、中期経営計画、年度経営計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

<経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

<コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために、執行役員制度を導入しています。

また、当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的として、2019年6月より監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」へ移行しております。当社の監査等委員会は常勤である社内取締役1名と、独立性を有し中立・公正な立場を保持している社外取締役2名で構成され、取締役の職務執行に対する監査機能の強化を図っています。

加えて、2019年5月から、取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るために、任意の諮問機関として独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しています。

従来から経営機関（取締役会及び経営会議）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、サステナビリティ委員会とコンプライアンス委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足）創造等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2022年5月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2022年6月24日開催の第98回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券の買付行為をいい、こうした行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。但し、対抗措置の内容について株主意識確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が上記の大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が定める検討可能な対抗措置をとることができます。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動の判断に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に従います。

なお、本プランの有効期限は、2025年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.riken.co.jp/>) をご参照ください。

(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記(2)の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記(3)のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、中間配当及び期末配当の年2回、安定的な配当水準を維持することを基本方針と考えております。

内部留保資金につきましては、将来の事業成長のための投資及び財務体質の強化に活用してまいります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	66,321	流 動 負 債	19,063
現金及び預金	23,818	支払手形及び買掛金	9,881
受取手形、売掛金及び契約資産	21,962	1年内返済予定の長期借入金	3,000
商品及び製品	10,598	未払法人税等	512
仕掛品	3,649	賞与引当金	1,713
原材料及び貯蔵品	3,738	その他の	3,956
その他	2,611	固 定 負 債	9,681
貸倒引当金	△57	長期借入金	7,000
固 定 資 産	57,406	退職給付に係る負債	1,293
有 形 固 定 資 産	26,135	製品保証引当金	285
建物及び構築物	10,475	環境対策引当金	9
機械装置及び運搬具	10,329	その他	1,093
土地	2,514	負 債 合 計	28,745
建設仮勘定	1,830	純 資 産 の 部	
その他	985	株 主 資 本	80,554
無 形 固 定 資 産	2,248	資本金	8,627
リース資産	1,652	資本剰余金	7,178
その他	595	利益剰余金	67,644
投資その他の資産	29,022	自己株式	△2,896
投資有価証券	23,144	その他の包括利益累計額	7,922
繰延税金資産	1,205	その他有価証券評価差額金	1,908
退職給付に係る資産	3,576	繰延ヘッジ損益	10
保険積立金	61	為替換算調整勘定	3,474
その他	1,038	退職給付に係る調整累計額	2,529
貸倒引当金	△4	新 株 予 約 権	97
資 産 合 計	123,728	非 支 配 株 主 持 分	6,409
		純 資 産 合 計	94,983
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	123,728

連結損益計算書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		86,382
売上原価		69,138
売上総利益		17,244
販売費及び一般管理費		12,567
営業利益		4,676
営業外収益		
受取利息及び配当金	540	
持分法による投資利益	1,428	
為替差益	66	
生命保険配当金	160	
助成金収入	8	
受取保険金	600	
その他	205	3,010
営業外費用		
支払利息	111	
その他	201	312
経常利益		7,374
特別利益		
固定資産売却益	30	30
特別損失		
固定資産除却損失	69	
減損損失	539	
システム障害対応費用	145	
投資有価証券売却損	116	871
税金等調整前当期純利益		6,533
法人税、住民税及び事業税	1,571	
法人税等調整額	162	1,734
当期純利益		4,799
非支配株主に帰属する当期純利益		481
親会社株主に帰属する当期純利益		4,318

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部 額		負 債 の 部 額	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	39,869	流 動 負 債	16,618
現金及び預金	12,374	支払手形	3,433
受取手形	2,896	買掛金	4,022
売掛金	13,870	1年内返済予定の長期借入金	3,000
商品及び製品	4,176	リース債務	23
材料及び貯蔵品	1,222	未払金	248
仕掛品	2,284	未払費用	965
前払費用	201	未払法人税等	79
関係会社短期貸付金	913	預り金	3,136
未収還付法人税	418	賞与引当金	1,040
その他の金	1,777	備関係支払手形	614
貸倒引当金	△267	その他	53
固 定 資 産	37,158	固 定 負 債	7,137
有 形 固 定 資 産	12,739	長期借入金	7,000
建物	6,057	リース債務	57
構築物	572	環境対策引当金	9
機械及び装置	3,726	その他	70
車両運搬具	14		
工具、器具及び備品	322	負 債 合 計	23,755
土地	1,158	純 資 産 の 部	
リース資産	102	株 主 資 本	51,319
建設仮勘定	785	資本金	8,627
無 形 固 定 資 産	2,065	資本剰余金	6,658
借地権	30	資本準備金	6,658
ソフトウェア	222	利益剰余金	38,929
ソフトウェア仮勘定	142	利益準備金	1,457
リース資産	1,652	その他利益剰余金	37,471
その他	16	配当引当金	4,000
投 資 そ の 他 の 資 産	22,353	海外事業積立金	10,000
投資有価証券	11,932	圧縮記帳積立金	10
関係会社出資金	6,172	買換資産圧縮積立金	31
繰延税金資産	2,560	別途積立金	5,500
前払年金費用	1,090	繰越利益剰余金	17,929
保険積立金	272	自 己 株 式	△2,896
その他の金	51	評価・換算差額等	1,855
貸倒引当金	276	その他有価証券評価差額金	1,844
	△4	繰延ヘッジ損益	11
資 産 合 計	77,027	新 株 予 約 権	97
		純 資 産 合 計	53,272
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	77,027

損益計算書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	51,909
売上原価	41,762
売上総利益	10,146
販売費及び一般管理費	8,745
営業利益	1,401
営業外収益	
受取利息	27
受取配当金	5,124
生命保険配当金	148
為替差益	68
受取保険金	600
その他	129
営業外費用	
支払利息	94
その他	119
経常利益	7,285
特別利益	
固定資産売却益	16
特別損失	
固定資産除却損	40
減損損失	154
システム障害対応費用	138
投資有価証券売却損	116
関係会社貸倒引当金繰入額	138
税引前当期純利益	6,713
法人税、住民税及び事業税	697
法人税等調整額	390
当期純利益	5,625

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 リケン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦野衣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川慶

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リケンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 リケン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉浦野衣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川慶

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制所管部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、特に監査重点項目やインシデント対応等では必要に応じて説明を求め、個別会議等に出席し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、国内外の子会社については、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- 二 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
尚、事業報告に記載の通り、当社において発生したサイバーインシデントの対応において、監査等委員会は、当社が原因調査・分析に基づき、セキュリティ強化と緊急対応体制の再構築による再発防止策を実施していることを確認しました。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

2022年11月4日に開催した取締役会において、JFE継手株式会社の株式を取得し、JFE継手株式会社を子会社化することを決議し、同日付けで締結した株式譲渡契約に基づき、2023年5月9日に同社株式の譲渡が完了しました。

2023年5月22日

株式会社 リ ケ ン 監査等委員会

常勤監査等委員 国 元 晃 ㊟

監査等委員 岩 村 修 二 ㊟

監査等委員 本 多 修 ㊟

(注) 監査等委員岩村修二及び本多修は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会 会場のご案内

※麻布十番駅と国際文化会館の間には急な坂があります。

会場 東京都港区六本木五丁目11番16号 **国際文化会館 別館2階 講堂**



- 交通**
- 都営地下鉄大江戸線 **麻布十番駅下車 (出口7) 徒歩5分**
 - 東京メトロ南北線 **麻布十番駅下車 (出口4) 徒歩8分**
 - 東京メトロ日比谷線 **六本木駅下車 (出口3) 徒歩10分**

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。